

ガーデンネックレス横浜実行委員会業者選定委員会要領

制 定 平成 30 年 8 月 30 日
最近改正 令和 7 年 10 月 1 日

(目的)

第1条 この要領はガーデンネックレス横浜実行委員会（以下「委員会」という。）経理規程（以下「経理規程」という。）第25条第2項に基づき、ガーデンネックレス横浜実行委員会業者選定委員会（以下、「業者選定委員会」という。）の設置及び所掌事務その他必要な事項について定めるものとする。

(業者選定委員会の名称及び委員等)

第2条 業者選定委員会の名称及び委員並びに所掌事務は、別表のとおりとする。

- 2 委員長は、必要と認めるときはあらかじめ外部有識者等を指名し、臨時委員とすることができます。

(業者選定委員会委員長)

第3条 業者選定委員会に業者選定委員会委員長を置き、ガーデンネックレス横浜実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）をもって充てる。

- 2 業者選定委員会委員長は、会務を総理し、業者選定委員会の会議の議長となる。
- 3 業者選定委員会委員長に事故あるときは、業者選定委員会委員のうちから業者選定委員会委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 業者選定委員会の会議は、必要に応じ業者選定委員会委員長が招集する。

- 2 会議は、議決について利害関係を有する委員を除く委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。なお、委員の属する機関で代理が出席の場合も出席として数えるものとする。
- 3 会議の議事は、議決について利害関係を有する委員を除く出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、業者選定委員会委員長の決するところによる。
- 4 緊急でやむを得ない場合は、事前に業者選定委員会委員長の承諾を得て、書面をもって業者選定委員会の会議にかえることができるものとする。

(関係者の出席)

第5条 業者選定委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(案件の提出)

第6条 事業所管担当は、業者選定委員会に提出すべき案件があるときは、契約業者選定依頼書（第1号様式）を作成し、関係書類を添えて、会議の7日前までに委員会事務局次長に提出するものとする。

- 2 事業所管担当は、次の基準により契約業者選定候補者（以下「候補者」という。）を契約業者選定依頼書に記入する。
 - (1) 指名競争入札においては、「横浜市一般競争入札有資格者名簿」に登載されている業者から指名する。なお、候補者は、概ね5者以上とする。

- (2) 特別の理由がある場合には、1者のみを候補者とすることができる。
- 3 候補者を1者のみとした場合には、随意契約理由書(第2号様式)にその理由を明記し、
契約業者選定依頼書とともに提出しなければならない。
- 4 継続性があるために、次回以降随意契約を続ける必要のある案件は、概算総事業費により、業者選定委員会に付議するか否かを決めるものとする。
- 5 委員会事務局次長は、事業所管担当から送付された案件が本要領に基づいた内容であることを確認した場合は、当該案件を業者選定委員会に提出する。

(審議事項等)

第7条 選定委員会の審議事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 入札の参加条件の設定に関すること
- (2) 入札の指名業者の選定に関すること
- (3) 随意契約の相手方の選定等に関すること
- (4) プロポーザル方式の実施及び受託候補者の特定に関すること
- (5) 指名停止期間中の事業者に対する随意契約に関すること
- (6) その他業者選定を行うにあたり必要となる事項

(適用除外)

第8条 次の各号に掲げるものについては、事務局長は業者選定委員会に付議しないで参加条件の設定並びに指名業者を選定することができるものとする。

- (1) 契約業務のうち、執行予定額がガーデンネックレス横浜実行委員会経理規程第29条 第1項6号～9号に定める随意契約によることができる金額以下のもの
 - (2) 特許、実用新案権等により、業者が特定されるもの
 - (3) 講演等を内容とする契約
 - (4) 芸能人の役務提供を内容とする契約
 - (5) 著作権に関わる契約
 - (6) 会場使用若しくは不動産等の賃借に関する契約
 - (7) 第6条第4項により業者選定委員会の承認を受けた継続事業又は横浜市みどり環境局の意見により継続が適当と回答された事業
 - (8) 契約業務のうち、国、県、市その他公共的団体に委託又は発注するもので、方針決裁等（委員長又は副委員長の決裁を受けたものに限る。）により、決定されているもの
 - (9) メディア等への契約業務において、業務を履行する業者が、放送・放映元や発行元等において業者が指定されていると、業者選定委員会委員長が認めたもの
 - (10) 出展、展示、車内広告などの契約業務において、業務を履行する業者が特定あるいは指定されていると、業者選定委員会委員長が認めたもの
 - (11) 緊急の必要により、業者選定委員会を開催する暇がないと委員長が認めたもの
- 2 前項の各号に該当するものであっても、業者選定委員会委員長が特に必要と認める場合は、委員会に付議するものとする。
- 3 第1項第2号から第11号までの規定に該当する場合は、事業所管担当は業者選定委員会非付議承認願(第3号様式)を作成し、執行時に添付し決裁を受けた後、事務局次長に送付しなければならない。
- 4 事務局次長は、前項に基づき送付された案件を次に開かれる業者選定委員会に報告しなければならない。

(業者選定通知書)

第9条 業者選定委員会で業者を選定したときは、業者選定委員会委員長は直ちに業者選定結果通知書（第4号様式）を事業所管担当に送付するものとする。

（事務処理）

第10条 事業所管担当は、前条により業者選定通知書を受領した場合、入札等執行伺を起案し、決裁を得るものとする。なお、「契約の相手方の決定」及び「契約の締結」等の事務処理については、「みどり環境局委託業務事務処理要領」に準じて行うものとする。

（事務局）

第11条 業者選定委員会の庶務は、ガーデンネックレス横浜実行委員会事務局において処理する。

（その他の事項）

第12条 この要領に定めるもののほか、業者選定委員会の運営に関する必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成30年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。